

# ダライラマ五世の統治権

——活仏シムカンゴンマと管領ノルブの抹殺——

山口 瑞鳳

はじめに

未だ史料が充分手に入らない頃、筆者はダライラマ政権の成立事情を報告するため「顧実汗のチベット支配に至る経緯」(顧千支<sup>1)</sup>)を書いた。その後、一九七〇年にアフマド氏 Z. Ahmad が *Sino-Tibetan relations in the seventeenth century* によって詳細な研究を発表した。しかし、マクドナルド夫人や筆者が批評したように引用されたチベット文の理解には少なからぬ問題があった。そればかりでなく、参照したチベット文について、史料の成立時期や成立事情を考慮しないまま記述から逸れた解釈が施されていたため、これから問題にするような事情が考察の対象にはならないで終わった。本稿は、その中で最も重要な、ダライラマ五世が歴史的に統治権を手にした経過を考察してみたい。

## スムパケンポらの説明

ダライラマ五世がチベットに支配権を確立した経緯については、「顧実汗のチベット支配に至る経緯」の中で、スムパケンポ *Sun pa mkhan po Ye shes dpal 'byor* (1704-88) の記述を参考にして、次のように記した。

壬午 (1642) の年に三月十五日、即ち、カーラチャクラ暦の年頭に、ダライラマを推戴して、自らはチベット国王の座に登り、*bSod nams chos 'phel* を *sde srid* に任命し、ここに蒙古人による全チベットの覇王が実現した。〔顧千支〕 p. 753)

しかし、この書き方は誤解を招き易い。スムパケンポの文には「ダライラマを推戴して」と言う記事がなく、この部分はロンドウルラマ *Klong rdol bla na Ngag dbang blo bzang* (1719-94) の次の文から抽出して加えられている。

チベット全土を手にし、一切知者大五世にグシ護教法王が献上した。その後見のようになって、グシ汗自身は十二年——チベットにお住みになった。(TBN, 1, 15b, 1. 6)

また、ソナム・チュンペルを摂政 *sde srid* に任命したとあるのも、スムパケンポの別の文中にしか見られない。その部分を見ると、

水のえ午 (1642) の年にツアン地方の支配者 (sde stid) プンツォク・ナムギェルの子、ツアン王カルマ・テ  
ンキョン・ワンポを軍もろとも制圧し、チベットの定住民の悉くを支配したので、護教法王と評判になった。  
以後自らチベット王とおなりになり、ソナム・チュンベルを摂政に任命した。(FSJ, f. 301a, ll. 5-6)

とあり、この記述にはダライラマ五世は登場しない。また、ソナム・チュンベルを摂政に任命したのはダライラ  
マ五世ではなく、自らチベット王になったグシ汗自身である。少なくともロンドウルラマの文章に見える趣旨は  
確認できない。スムパケンポとロンドウルラマは一八世紀に生きたほぼ同時代の人物であるが、一世紀前の大事  
件について同じ記述をしていないことになる。これらの重大な事件についての事情の推移を、主としてダライラ  
マ『五世自伝』の記述によって探ってみたいと思う。

#### ダライラマ五世による記述

先ず『五世自伝』は一六四二年に入ったところだ

三月の中に護教法王 (グシ汗) の支配下にチベットの定住民が入ったと言う情報が届いたことに応じて  
(VRN, Ka, f. 106a, l. 3)

と述べた後、知客職 mgron gnyer タルドワ s'ar sdod ba がツァン g'ang から引き返して、「グシ汗の並々なら

ダライラマ五世の統治権 山口

第七十三卷 二八七

ぬ御意向であるから、何としてもツァンにお出かけになるのが宜しい。」この度は行列も略式にして」との(副寺の)伝言もあったとした後に、五世は煩わしいので「行きたくなかつたけれども、思うに任せないことであるから」(*loc. cit.* 1. 6)と云つて三月十一日にデーブン寺を出発した。〈物騒な時節がら供回りを調べたいとも思つたが、監院 *zhai ngo* (≡副寺職 *phyag mdzod* ソナム・チュンベル)の同意が間に合わなかつた〉ともある (*op. cit.* 1. 106b, 1. 1)。五世はツァンポ江北側の山路をとつて、ウユクなどを経て、トプギェル *Thob rgyal* に到り、グシ汗、監院らの迎えを受けたと言ふ。

王と初めて会つた際、パクパ上人の瑪瑙の鈴、全モンゴルがひれ伏すと言われる至宝で、緑玉から出来ている数珠を下さつた。それはチベット十三万戸と互いに右に置かれ、左におかれる(二対の)ものと言われ、ネウドンツェ(パクモドウツパ政権の府)を経てリンブン氏に伝わつていた特別のものであつた。(*loc. cit.* 11. 4-5)

とあつて、僧俗二権の内、宗教的な意味を持つ象徴的な宝物の贈呈によつて全チベットの宗教界の支配が認められたとも言ふべきところであるのに、そのようには言わず、十三万戸の支配権も共に五世自身に引き渡された<sup>(2)</sup>と暗に言いたげに見える。この部分についてアフマド氏が示した解釈は史料の記述からは飛躍している。

他の記述では、二十五日にタシルンポ寺を訪ね、それまでチベットの名義上の王であつたパクモドウツパの当主の表敬訪問を受け、ソナム・チュンベルもそれ相應の答礼をしたとある。次いで、シカツェに到ると、直ぐチ

ベツト、モンゴルの無数の人々の集まった席で、様々の伝国の仏教宝物と共に

サムドウプツェの居城をはじめとするチベツト十三万戸の悉くが（ダライラマに）贈られたのであると言された。（*op. cit.* f. 107b, ll. 3-6）

と書かれていて、重ねてチベツトの国主になったことが補足明言されているが、この大切な記事にも日付けがないことに注意しておきたい。

### 疑念を抱かせる記述

さらに、その際、国是が話し合われたとされているところに、

先に奪われていた自宗（ゲルク派）の寺と寺領の取り返しは勿論であるが、以後仏教の為に重大で放置出来ないことと、当方を攻撃する邪魔がない限り、全ての宗派は従来通りとするなら、自他全部（の宗派）にとって有り難いことである旨、法王（サキヤ）パクパの伝記を引用して、施主と受施者（グシ汗とソナム・チユンペル）の二人に申し上げたところ、（グシ）汗は胸元に合掌して領いておられた。ただ、摂政（ソナム・チユンペル）のお考えに合っていたかどうかは知らない。（*ibid.* f. 110a, ll. 3-4）

と述べられている。この部分で重要なことは、ダライラマの希望が二人に訴えられていることである。ソナム・

チュンペルは、グシ汗の下にあったが、五世の下にあったわけではないことが判る。また、一つ置いた前の引用文と併せて見ると、これは宗教界の統治についてのみ語られているのであり、グシ汗は自ら後見に立って、世俗の統治権をソナム・チュンペルに託し、デーブン寺やゲルク派のみではなく、広く宗教界の教主として五世を推戴したものと理解できる。この場合五世が象徴的な国主になったときえ言にくい。

『五世自伝』の Ka, Kha の巻に含まれている記述は、グシ汗が没して久しい一六七五年になって五世が手づから編集したものであること(3)に注意が必要である。そのことを思わせる記述は、一六四三年グシ汗の求めに応じて書かれたと云う『五世年代記』(ibid, f. 119 b, l. 5) の末尾に見られる。

水のエ午(一六四二)の二月の二五日、チベット定住民全ての王大臣たちも慢心の顔を俯して敬意を示し、真心から接受する行為に入り、三月の月が満ちた『時輪』の年頭の時からチベット三区域の王になって御命戒の白き傘を天上に至るまで翳し転じた。(ZhG, f. 109b, l. 6—f. 110a, l. 1)

この主語がグシ汗であり、自らが同年国主となったとは何処にも言わない。グシ汗による征服は二五日に終わり、三月十五日にグシ汗がチベット王の位に就いたとするだけである。

時代の重要な証人であるパンチュンラム Pan chen Blo bzang chos kyi rgyal mtshan (1570-1662) の『自伝』にも、五世がこの時タシルンポ寺に来てグシ汗とソナム・ラブテンを施主にした (rgyal po mchod yon sbyin bdag tu bskos) と云うだけで、チベットの支配権を手にしたとは、何処にも記されていない。また、他にシャル Zha

五寺を六月二日訪れたこと以外は、事件として注意されていない。(PIN, f. 115b, l. 1-f. 116b, l. 4)。

五世のこの旅行は、母方の故郷ナカルツェを経て、帰途サンブ gSang phu に元ガンテン大僧院座首のリンメツシャブドゥン Ging smad zhas drung 'Jam dbyangs dkon mchog chos 'phel (1573-1646) をたずね、五月二十五日にデーブン寺に戻って終わっている。この間の感想としてソナム・チュンペルの態度が従前と変わって丁重になり、格式張るようになったので、五世も同調した旨が記されている (VRN, Ka, f. 112a, l. 6-b, l. 1)。

### ソナム・ラプテンの地位

一六一三年に四世ダライラマの穩健な副寺ラマ phyag mdzod bla ma, Chos bzang 'phrin las brtan が没してソナム・チュンペル後のソナム・ラプテンが新副寺職に就いた (TVN, f. 46a, l. 5-5)。近年編纂された『仏教年表』によると、この人物は一五九五年生まれになっている。これは信じがたい。何故かと言うと、副寺職に就いた時が十八歳にしかならないからである。一六年にダライラマ四世が没した。この後副寺ラマは五世の選考に深く係わるのであるが、それより先に青海から来たトゥメットのホロチュェ Ho lo che の二子によるツァン軍との戦いがあった。このことは「願実汗のチベット支配に至る経緯」の中で概ね述べたが、右の『年表』では一八年にこの副寺ラマが青海 mDo smad に赴いたともある。

ダライラマ四世の転生者としては三人の候補があったが、パンチュンラマとリンメツシャブドゥンがカダム派 bKa' gdams pa 発祥の本山ラデン Rva sgreng の本尊の前でタクディル tags drii 占いを厳修して、チヨンギェ

一氏 Phyang rgyas pa 出身の候補、五世に決まった旨を『五世自伝』は記している (YRN, Ka, f. 27a, ll. 3-4)。ただ、この時の日付けもなく、パンチュンラマ『自伝』にもそれについての言及がない。

チョンギュー氏の家系について言えば、祖父の母はラギヤリワ Iha ri ba から出ている。副寺ラマのソナム・ラプテンもラギヤリワの出身であった。<sup>(8)</sup> 父の母はヤルギャブ氏 Yar rgyab pa から迎えられた。ヤルギャブ氏はツアン王カルマ・ペンツォク・ナムギェル Karma Phun tshogs nam rgyal (1586-1621) の外戚であったが、一年以来不和になっていた。リンメツシャブドゥンは、このヤルギャブ氏と関わりの深いタナン Gra nang の出身であった。 (*ibid.* 18b, l. 4-20a, l. 6)

一七年生まれの子五世は、ツアンの政権から呼び出されて母の里ナカルツェ sNa dkar tse に留まり、転生者に内定の後も様々の干渉を受けたが、漸く解放され、最終的にソナム・ラプテンの直弟子 (sras po)<sup>(9)</sup> ツアワカチュパ Tsha ba dka' bou pa Sangs rgyas shes rab (?-1632) が四世の持ち物による前世想起の確認試験に来了。

カチュパは肖像や数珠など見せていたが、(その時) 確認試験と言えような事実はなかった。それなのに戸口を出ると、確認試験は全く納得させるものでしたと言い、以来私に勉強させる時、一生懸命しないと、あの時確認試験をしなかったからと私を悔やませなさると何時も言うのであった。 (*ibid.* f. 28b, 3-4)

このようにして副寺ラマの少なからぬ恣意による選定が確立すると、一六二二年、五世は、押しかける人々にどのように加持するかをツアワカチュパから内々に教わってナカルツェを離れ、二月廿五日にデーペン寺に着



き、三月十八日パンチェンラマの手で剃髪を受けてロサン・ギャンツォ Bio bzang rgya mtsho と名づけられた  
(*ibid.* f. 30a, l. 2)。

### ソナム・ラプテンによる五世の庇護

この頃キシュツ sKyid shod の首長であったアペル sde pa A dpal が再びツァン政権との対立を深め、トゥメット軍を利用して自らの権益を回復しようと画策した。彼はトゥメットのラツウン兄弟 Gu ru hung tha'i ji, lHa btsun Bio bzang bstan 'dzin rgya mtsho を唆し、五世を青海に迎えさせるように工作した結果、パンチェンラマも同調するまでになった。ソナム・ラプテンは、幼い五世をこれに利用させまいとして密かにことを運び、ツァン政権の許可をとって五月廿五日の夕刻故郷ラギャリワの所領で当時副寺の所管にあったと思われるエのリゴ城 E Ri sgo rdzong に五世を連れだした。そこで五世は、ソナム・ラプテンの何に当たるか明らかでないが、後々まで愛顧を受ける王妃姑母御前ペカル・チュニッサンモ Pad dkar chos nyid bzang mo の世話になり、翌年四月テープンに帰着した (*ibid.* f. 30b, l. 5-f. 33b, l. 3)。

リンメツシャブドゥンは二七年から五世の教育に関わり始めた。彼が二三年テープンのロセルリン Bio gsal gling 学堂の長になった時、ゴマン sGo mang 学堂長グルン・サンギェ・タン Gung ru Sangs rgyas bkra shis (c. 1630) がその学力に異議を唱えた。二五年引退した東堂系ガンデン座首までは、異端の誹りはなかったが、五世の顕教學習について、二八年パンチェンラマやゴマン学堂長らが外道の習学になっていると非難した。しか

し、リンメツシャブドゥンの方針は改まることなかった。この後上手、下手の密教道場間の教学の乖離も大きくなって、教理的な暗闘が次第に大きくなっていった (*ibid.* f. 44b, l. 1-f; 49b, l. 4)。

三一年こうした事情に悩まれていた五世は、再びラギヤリワに招かれて、五月から閏の九月までデーブン寺を留守にした (*ibid.* f. 59b, l. 5-f; 66a, l. 5)。このにも副寺ソナム・ラプテンの五世に対する絶大な配慮が見られた。

三二年ソクポ Sog po のカルカ KhaI kha がツルプ m Thur phu やディグン Bri sung を荒らしたの<sup>(10)</sup>に対してチベットの管理下にあったホル Hor pa が仕返しをしたため、ツアン政府も体面上軍を動員しなければならなかった。パンチェンラマとソナム・ラプテンに調停を依頼した。『五世自伝』によると、この時実質的に和解を成させたのはソナム・ラプテンであったと言う (*ibid.* f. 68a, l. 6-b, l. 5)。ソナム・ラプテンは、やむを得ないながらツアン政府に対して終始協力的姿勢を保っていたことを『五世自伝』はしばしば伝えている (*ibid.* f. 31a, l. 6-b, l. 1; f. 31b, l. 6-f; 32a, l. 2; f. 65a, ll. 2-3)。

この年青海にカルカのチョクトウ汗 Halha Chog thu が侵入して、既に内紛から衰えていたトゥメト・ホロチエー党、ユンシャブ、オルドス勢力を滅ぼし、その子アルサラン Arsa tang が三四年カルカのアカイダイチン Halha A kha'i da'i chin を謀殺して、たちまち青海地方を独占した。カルマ派は彼らと早くから緊密に連絡を保つてきたとされる<sup>(11)</sup> (*ibid.* f. 69b, l. 5; f. 71a, ll. 5-6; f. 76b, l. 6; f. 79a, ll. 1-2; 5-6)。

## グシ汗のチベット支配まで

三一年オイラット・メルゲンノヨン Me rgan no you と接触したソナム・ラプテンは、グシ汗の存在を知っていたと思われるが、危機を乗り切るために大施主ガンデン氏ツォキェ・ドルジェ mTsho skyes rdo rje と諮り、青海グンロン dGon lung 大僧院出身の僧をオイラットに派遣してグシ Gu shi 汗 (1582-1654) の協力を取りつけた。グシ汗は三五年にラツサ大招寺を訪れ、事情を見て翌年帰国し、その前後にチョクトウ汗の命によって中央チベットを侵略したアルサランと遇ったとか、彼にグライラマ支持を説得したと言う話が伝えられている (PSI, f. 311a, l. 3; TNL, f. 5a, ll. 1-3)。

事実であれば、グシ汗自身グライラマ五世を訪れ、五世の『自伝』や『五世年代記』末尾に当然、この重要事実が記載されている筈であるが、それが全くない。また、グシ汗にジュンガリア往復の時間的余裕がきびしくなるのも気になるところである。その他の事情は「顧実汗のチベット支配にいたる経緯」に記したが、アルサランによるチョクトウ汗の攻撃をかわしたことも含めて副寺ソナム・ラプテンの工作が実ったと理解するしかないであろう。

グシ汗が一六三七年冬に中央チベットに来て五世から称号を受けたことをスムパケンポは簡単にしか記していない (PSJ, f. 107a, l. 3; f. 311a, l. 5, TNL, f. 5b, l. 6)。しかし、重大な事件であった。一六二六年閏四月オールドスのトウツパタイジ Thub pa tha'i ji は、帰国に先立ってデーブン兜率宮でタイスン・フンタイジ Tha'i sun hung

Hañi-jū号を贈られ、タイジも五世にダライラマの称号を再び贈った (YRN, Ka, f. 41a, l. 3-b, l. 2)。この時副寺ソナム・ラプテンはモンゴル人に贈位する効果を十二分に認識したはずである。従って、グシ汗に贈位した際は大招寺に高座を設え、当時二十歳のダライラマを臨席させて「護教法王」の称号と印璽、さらにツォンカパの黄金像を莊重な儀式の下で贈った。王もソナム・ラプテン以下に「ダライ副寺」などの称号を贈った (*ibid.*, f. 85a, l. 3-b, l. 4)。

青海に帰ったグシ汗は、翌年カム地方に進出し、四〇年秋に、青海とカムの境界地域にあつてカム地方に勢力を持っていた反仏教系のベリ・トゥンユウツ *Be ri don yod* 王を襲ひ、年末近くには滅ぼし、雲南方面まで含めてカム地方を掌握した。ソナム・ラプテンはこれに先立つ頃グシ汗にツァン王攻撃も要請していたのである (*ibid.*, f. 96a, l. 6-f. 97a, l. 3; f. 100a, l. 5-b, l. 1)。これらについても概ねの報告は「顧実汗のチベット支配に至る経緯」で示したか<sup>(13)</sup>、他に、ツァン政権がソナム・ラプテンに寄せていた信頼を逆用して、四一年パンチェラマを敵地から脱出させ、ツァン軍の裏をかく軍事作戦に成功したことが『五世自伝』に述べられている。 (*ibid.*, f. 99a, l. 6-f. 106a, l. 3)

ダライラマは、デーブン寺兜率宮の転生活仏として、ソナム・ラプテンの合意の下で選出され、デーブン寺のために、モンゴル人一般やグシ汗一党を利用するのに、常に傀儡の役を勤めさせられてきた。五世がソナム・ラプテンについて語る時は全て敬語を用い、ことごとくその喜怒の様子までも伝えているところに二人の関係の実情が窺われる。

## ダライラマ五世の決意と清朝訪問

そのダライラマ五世が一介のデーブン寺活仏から、自らチベット国王としての自覚に立って実権を掌握していた道のりの初めにポタラ宮造営がある。これについても別に触れたこともあるが、一六四三年六月を終えた頃の記事を掲げておきたい。

リンメツ・シャブドウン宝座がサンブからお来しになり、セラ寺の寢殿の屋上で御散歩の折、ご覧になったニンマ派の予言様のものにかようにあつたと言ふことの真偽はともかく、マルポリとチャクポリの二つをつなぎ合わせるような壯大な要塞が一つあつたなら、セラ、デブン二大寺と対になって今後とも安寧に役立つ、観音菩薩の聖地であるからそこにマニ修道場を創設したなら、受施僧・施主二つの罪業を清めるのに宜しい旨仰せになつたので、モンゴル人がいる限り不都合がないのに、さもなくて要塞に拘わられるお気持ちがあるとも思えませんかと申し上げると、もしそのとおりでしたらこの前のようなとんでもない騒乱が起くるわけがありませんか、御賢察なさらねばなりません。これまで関わりのない騒乱がおこる毎に、近隣の辺地まで厄除けに逃げていたので仏教のために残念なことでした。今やこのようにすべき時に到っておりまして、偉大なるツォツカパの教えを水に流しては取り返せませんから、齒を食いしばって初志を貫徹して頂きたい。と今後将来にわたる御指示を広くお与えくださった。(ibid. f. 118a, 1. 4b, 1. 1)

このようにチベットの實質的な支配者になるように焚きつけられ、ポタラ白宮の造営が四五年三月二五日の地鎮祭、四月一日の工事初め (*ibid.* f. 125b, l. 4-f. 127b, l. 2) に始まって、一六四八年にはほぼ完成した (*ibid.* f. 12a, l. 3-b, l. 4)。翌年五月に略式の落慶法要をして五〇年正月はポタラ宮を迎えた。しかし、後段で見ると、常駐したのは、象徴的であるが、実権を完全に掌握した六〇年からであった。

その頃五世は一つの困難を感じていた。それは清朝による北京訪問の呼びかけであった。四〇年、四六、四七年とダライラマ五世は新興の清に遣使した (*ibid.* f. 124a, ll. 4-5; f. 133a, ll. 3-4; f. 135b, ll. 4-5; f. 137b, ll. 4-5)。清はモンゴル人に対するダライラマの影響力を重視して、結局、使節にダライラマを北京に招く勅使も伴わせたのである (*ibid.* f. 138b, l. 5; f. 139a, ll. 4-6; f. 146a, ll. 1-2)。

シナ、チベット、モンゴリアの關係について、あるものは受施僧と施主の間柄であると言ひ、あるものはチベットが臣属していないとの誓いは立っていないと言ふ。 (*ibid.* f. 146a, l. 4)

こう言う思いがあったものの、後難を恐れて受諾し (*ibid.* f. 147a, ll. 3-4) 五〇年 (*ibid.* f. 152a, ll. 3-4, 6) 一年 (*ibid.* f. 158b, l. 6-f. 159a, l. 1) と訪問を促す使節が到り、三度目には北京到着の日取りまづ指定されたので、五二年七月に着くと約束した (*ibid.* f. 159a, l. 6; f. 160a, ll. 1-2)。この旅行の概要については別に示したので再説しないが、五二年三月十七日にデーペン寺を離れ、翌年十一月十一日にデーペン兜率宮に帰った (*ibid.* f. 174a, ll. 1-2; f. 220b, ll. 1-4)。

五三年二月北京にあった五世は帰国を申し出て、十八日太和殿で別れの宴を受け、二日後碩塞らに送られて代噶に向かった (*ibid.* f. 202a, l. 3; f. 204a, l. 5)。代噶滞在中の四月二十九日に勅使が到り、五月一日「西天大善自在仏云々」の称号を彫った金印、金冊が贈られた。この時、帰国後グシ汗に届ける筈の金印、金冊も届けられた (*ibid.* f. 208a, l. 5; f. 209a, l. 6-b, l. 3; f. 221a, l. 6; 『実録』順治十年四月丁巳)。五世は閏五月一日にそこを發った (VRN, Ka, f. 210a, l. 3)。

この旅行は、四三年九月十七日にグシ汗が清に届けた「達頼喇嘛功德甚大、請延至京師、令其諷誦經文、以資福佑」の申し出 (『実録』) が効いたのであるが、五世にとっては不本意なものであり、清朝に従属する自らの地位を天下に公認させる結果になった。しかし、五世がグシ汗に宗教的権威として奉戴され、グシ汗が権力を支えて下にいるかのような構図を、清朝に公認させたことの方が、その後の五世にとって重大な意義を持った。

さらに、そこではソナム・ラプテンがどのようにも権威づけられなかったのである。実質的には、「護教法王」になって貰ったグシ汗の下に聖俗の権威として五世とソナム・ラプテンが並んでいた、と言うより、ソナム・ラプテンの傀儡として、常にその意向を気にしていた五世が最下位にいたからである。しかし、この新しい序列も統治権に触れたものではなく、グシ汗とソナム・ラプテンが死ぬまで現実的な意味を持つものでなかった。

### パンチエン・ソナムタクパの転生者

ダライラマはデープリン寺の活仏であったが、デープリン寺にはいま一人別の活仏がいた。パンチエン・ソナムタク

クン Paṅ chen bSod nams grags pa (1978-1554) の転生者とされた活仏シムカン・ゴンブ sprul sku gZims khang gong ma である。五世がチベット全土の宗教的權威であるためには、デーペン寺もダライラマと言う一人の活仏だけが兜率宮 dGa' Idan pho brang を拠点として君臨しなくてはならなかった。しかも、当代の活仏シムカン・ゴンマは、先にダライラマ五世の対立候補を出したゲツカサ Gad kha sa 家の出身であり、リンメツシヤブドゥンと事々に対立したパンチェンラマの有力な弟子であった。このことも悲劇を誘発する遠因になったのであろう。

ダライラマ二世になるゲンドウン・ギャンツォ dGe 'dun rgya mtsho (1475-1542) は、自らゲンドウン・ドゥプの転生者と名乗り、カルマ派の活仏法主らがリンペン氏 Rin spungs pa と結びついて政治的な動きをしたのに対抗して、時代の要請にこたえて活躍したが、パンチェン・ソナムタクパはこれとは異なり、同時代にあつてゲルク派の正統な教学体系の中で正規の修道を経て現れた碩学であった。彼は一五二九年ガンデン大僧院の座首に就任してゲルク派の総帥になった。

ゲンドウン・ギャンツォは、〇九年にチュンコル・ギェル Chos 'khor rGyal を建てて認められ、一二年に宿願のタシルンポ寺貫首になった。一七年リンペン氏の敗北を機会に中央チベット東部に戻り、翌年デーペン寺の貫首になり、二五年セラ寺の貫首も兼ねた。四二年に没すると、翌年ソナム・タクパがデーペン寺の貫首になった。

以下、シムカンゴンマ関係の記事は、一九六七年ロザンイェシエ・テンジンギャンツォ yongs 'dzin dGa' Idan khri byang, Blo bzang ye shes bstan 'dzin rgya mtsho によつてまとめられたシッキム・ガントク版の『護法神



らを楽しませる音楽』（『護楽音』）*Dam can rgya mtsho dgevs pa'i rol mo* を参考にしながら述べた。

ソナム・タクパは四六年セラ寺の貫首も兼ねたが、五一年デーブン寺のシムカンゴン *gzims khang gong* 「上寢殿」に引退して、四六年に既にデーブン寺に迎え入れられていたゲンドウン・ギャンツォの転生者、ソナム・ギャンツォ *bSod nams rgya mtsho* (1543-1588) に貫首の席を譲り、五四年に没した。この頃ゲルク派が「轉生活仏」選びに本腰を入れたらしく、ソナム・タクパの転生者ソナム・イエシエワンポ *bSod nams ye shes dbang po* (1556-92) も五九年デーブン寺に引き取られてゐる (DGG, f. 23b, l. 6-f. 24a, l. 2)。

グライラマ五世がパンチェン・ソナムタクパを、動機はともかくとして嫌悪したことは周知のことであり、一六四三年に書きたいわゆる『五世年代記』にはカルマ派のパオ・ツクラクテンフ *dPa 'do gtsug lag 'phreng ba* (1504-66) と並べてパンチェン・ソナムタクパを一度ならず批判してゐる (ZhG, f. 32a, ll. 5-6; f. 40a, ll. 5-6)。『五世年代記』自体がパンチェン・ソナムタクパの『新赤冊史』を下敷きにして増広編纂された作品に近く、今日の見方から言えば剽窃と言えるかもしれないのであるから、その感情の激しさが感じられる。五世は『自伝』の中でも、当否はともかく、このパンチェンの『般若経』についての議論に「無用の死語が沢山ある」と述べている (VRN, Ka, f. 51b, ll. 3-4)。

### 活仏シムカンゴンマの存在

シムカンゴンマの三代目ガワン・ソナム・ゲレクペルサンポ *Ngag dbang bsod nams dge legs dpal bzang po*

グライラマ五世の統治権 山口

第七十三卷 三〇一

(1594-1615) は、パンチェンラマの弟子であつた (DGG. f. 24b. l. 6-f. 26a. l. 1)。その転生者タクパギエンツェン・ヘルサンポ Grags pa rgyal mtshan dpal bzang po (1619-56) は、アウツルン sTod lung のゲツカサ Gad kha sa 氏から選ばれた (*ibid.* f. 26a. ll. 2-3; VRN, Ka. f. 30a. ll. 4-5)。一六二二年三月五世が剃髪の日にその執事 (nang so) がテープン寺のシムカンゴンに現れた (VRN, *loc. cit.* l. 5)。五世に取つて気色の悪いことに、ゲツカサ家の同じアギェル A rgyal が数年前に自分の子が五世であると主張して「私のこの幼子が受胎される直前に(夢に)一切知者ユンテン・ギャンツォがお出でになつて『住まいを貸してくれよ』と仰云つた」などと様々の理由をリシメツ・シャブドウンらに申し立てていたと言ふことがあつた (*ibid.* f. 27a. ll. 2-3)。

五世は当初からこの活仏の存在が気にかかつていたのである。彼は二年後の六歳の時、パンチェンラマから正式に先代の転生者と認定され、シムカンゴンに登位して翌年沙弥戒を受けた。三八年に具足戒を受け、前後を通じて、あるいはタシルンポ寺に赴くなどとして、専らパンチェンラマの教育を受けていた (DGG. f. 26a. l. 3-f. 27a. l. 5)。

『五世自伝』は一六三四年の正月の項に

「大祈願会」にこの時以来かねのと已(一六四一年)まで自分の次席のシムカンゴンの活仏がづつと続け  
てお出でになつた。(VRN, Ka. f. 75a. l. 5)

とあつて、如何にも我慢がならなかつたように読み取られる。勿論、パンチェンラマのさしがねがあつたので

あろう。四二年から、後で見るように格下げになるのである。

次にダライラマと副寺ソナム・ラプテンが一体になってシムカンゴンマ活仏を忌避していたことを顕す事件があった。『自伝』三九年五月一五日の項にある。

全山会同の際の維那ラマ dbu ndrad タシ・ギャンツォが、カシユミール・パンディタとプトウン宝座を始めるとするシムカンゴンマ活仏の転生歴代への願文を書き上げたと言ったのに対して、プトウン宝座がパンチェン・ソナムタクパのある論書の後書に (cf. DGG, f. 9b, l. 4) の中で誤解されている旨をパンチェン宝座とリンメツシャブドウンが仰せになっているから (この転生歴代は) 適切ではないと (副寺) 御前が仰云ったので、普通の願文になり、彼 (副寺) が望まない書類は廃棄させた。(VRN, Ka, f. 91b, ll. 4-6)

これについては、『護楽音』は「中傷行為」*dbyen dkrugs kyi sbyor ba* だともいって

パンチェン・ロサン・チューキギェンツェンのお言葉にそのようなものがないことは、パンチェンその人の正真の全御説集、タシルンポ版のCaの巻 *e wam* と言われる中に明らかで、活仏タクパ・ギェンツェンの転生歴代への願文として、*Maghadha bzang mo Kha che pañ chen Shā kya shri,……Bu ston Rin chen grub, Kun dga' blo gros, pañ chen bSod nams grags pa,……Grags pa rgyal mtshan* とも順次連ねられている。これによるなら、ソナムラプテン監院がシムカンゴンの活仏タクパ・ギェンツェンを心底から忌み嫌った偏向の話であると言う過失が歴然と顕れている。(DGG, f. 9a, l. 6-b, l. 3)

としている。

### ゲッカサ家の受難

実はこれより一年前の三八年に既に変なことが起こっていた。

ゲッカサ氏の若い人たちがモンゴル人によって殺されたため（執事ノルフが所領を）手に入れたかったので、取り上げてしまった。（VRN, Ka, f. 88 r. 1）

執事ノルフは後段で見られるように、副寺ソナム・ラプテンの後継者と目されていたが、後に五世に排除されたので、実権掌握後に編纂された『五世自伝』では、彼が常に横暴に振る舞っていたと表現されている。しかし、この出来事は五世の意に沿うことでもあったから見て見ぬ振りをしたのであろう。ゲッカサ氏はシムカンゴンマ活仏の実家であり、『護楽音』によると、当時十九歳の活仏がゲッカサ家に滞在していた時のことで、この時父母から還俗を頼まれたが断ったと書かれている（DGG. f. 33a, l. 6-f. 34a, l. 5）。

その当時のゲッカサ家の執事は、シムカンゴンマの活仏認定を申し出た時の執事（VRN, Ka, f. 30a, l. 5）や次にみる執事と同じかどうかはわからないが、いずれも五世の評価はよかった。『五世自伝』はこれより先、三三年正月に活仏シムカンゴンマが大祈願会へ出席したことに言及し、ついで五世がゲッカサ家を訪れたともしている（*ibid.* f. 70b, l. 5; f. 71a, l. 4）。二六年六月その執事の進言に従って五世はギェル寺 Chos 'khor rGyal に赴いて

590 (*ibid.* f. 82a, ll. 4-6) のひまゑ。

その頃モンゴル人が中央チベットで横暴に振る舞っていたわけではない。三十七年にグシ汗が「護教法王」に任命されてカム地方の平定に向かった後も、リンメツシヤブダウンの睨みが効いていて、一般的な騒乱はなかった (*ibid.* Ka, f. 85b, l. 3-f. 86a, l. 2)。とすれば、彼らを動かして執事ノルブが野望を達したのであるうかとも推測される。

不幸な境遇になった活仏シムカンゴンマは四一年デーペン寺でパンチェラマの教えを受け (PIN, f. 113b, l. 1; DGG, f. 26b, l. 3) 四六年と五一年 (暮れ) にはタシルンポに出掛けて個人的に指導を受けてラッサに帰っている (PIN, f. 130a, l. 4-f. 131a, l. 2; 142a, l. 5; DGG, f. 26b, l. 4-27a, l. 3)。『五世自伝』によれば、五一年五月に五世自身から灌頂を受けた人の中にその名が見え (VRN, Ka, f. 155a, l. 3; DGG, f. 27a, ll. 3-5) 五二年三月五世が清朝訪問に出発した際、十八日キョルモルン sKyor mo lung で活仏シムカンゴンマが昼食のもてなしをし (VRN, Ka, f. 174a, l. 5) タムのサムドゥブ・テチェン bSann grub bde chen 及び五世を見送つてゐる (*ibid.* f. 175a, ll. 4-5; DGG, f. 27, ll. 5-6)。

『護法音』がまとめてある (DGG, f. 27a, l. 6-b, l. 4) ㄝㄣㄨㄣˊ 五世の帰国の時は、ㄎㄨㄛˊ・ㄔㄩㄣˊㄉㄨㄞˇ sPo bo Chu mdo からㄜㄜㄜㄜㄜㄜ 駆けつけて十二月三日に贈物をし (VRN, Ka, f. 221a, l. 6-b, l. 1) 翌五四年五世がパンチェンラマを訪問して帰る時にも、九月二十五日に迎えた立ち (*ibid.* f. 230b, l. 1) 十月十一日には、シムカンゴンに五世を迎えて昼食を献じてゐる (*ibid.* f. 231b, ll. 4-5)。

その頃、グシ汗が病に倒れ (VRN, Ka, f. 229a, ll. 1-2; f. 230a, ll. 2-4; f. 230b, ll. 1, 5-6; f. 231a, l. 3; f. 232a, ll. 2-4; f. 232b, l. 6) 五四年十二月七日に没して (*ibid.* f. 233a, ll. 4-6) 密葬が行われた (*ibid.* f. 234a, l. 3-f. 235b, l. 5; f. 235a, ll. 4-5; f. 236a, l. 3)。火葬は翌五五年十一月二十三日記念堂の出来た時に行われた (*ibid.* f. 244b, ll. 3-4)。

五世は一つの関門にしきかかったのである。施主になって貰っていたグシ汗に、清朝の御墨付によって自らを奉戴する立場を容認させていたが、摂政の任命権が五世に委譲されていたのではない。グシ汗の後継者が強力な立場を相続すれば、摂政の任命権が行使されるのを五世が追認するしかなかった。しかし、この時グシ汗の相続問題が起こっていたので、ソナム・ラプテンは「護教法王」の決定を先送りにした (*ibid.* f. 237a, ll. 5-6)。五世はこの後継問題も巧みに操作して、最終的に自分しか摂政の任命権を行使出来ないように持っていたのであるが、この詳細は、紙幅の関係上別に論じなければならない。

その後になるが、活仏シムカンゴマは、最後に五六年三月十二日から二十三日間五世の講和を聴き、二十五日には五世をお茶に招き、四月一日から二日間五世の講義を受けた (*ibid.* f. 247a, ll. 2-6) と、その他も (*ibid.* f. 236a, l. 6; f. 237a, l. 1) 割合くわしく『五世自伝』に記載されている。この間の五四年三月と五五年三月とにタシルンポ寺を訪ねている (PIN, f. 148a, l. 3; f. 152a, l. 6)。

この年の二月活仏シムカンゴマがウルカに出かける前に、何か連絡の不備によるとされてはいるが、万座の人前で空しく客待ちをさせられたと言う事件があったらしい。その直前のところに「それまで座席などは正しく

大ラマ相応の敬意が払われていたが、水のえ午（一六四二年）以後摂政自身の御決定によって第三位階に落とされてきた」(VRN, Ka, f. 287a, ll. 1-3)とある。つまり、活仏シムカンゴンマは十年以上にわたって追い詰められ、最終的な段階に達していたようである。五世は専ら摂政ソナム・ラプテンのせいに行っているが、他の記述で明らかかなように五世の期待に沿って行われていたと理解出来る。

### 活仏シムカンゴンマの死

このすぐ後に不幸が訪れる。

二十五日からシムカンゴンの活仏が突然熱病に冒されたのに対し、厄除けの加持に来るよう求められたので準備して出かけようとしていた時、ラッサから摂政が除外のない伝染病であるらしいから今(訪ねて)は適当ではないと(言ってきた)、シムカンゴンにも通知なさっており、延期することは、伝染病のようなものには防御の手だてもないことでもあるので、(摂政の)仰せに従った。(ibid. f. 248a, ll. 2-4)

また、熱病に冒されていた活仏は、リンメツチュジュエとチャンゴネーの二人が看病なさったのですっかり治り、摂政の側から管領ノルブをモンゴル人の地に調停のために派遣する御下命のあった時分には、不都合なことがなかったのに、(十二日の)午前中に突如として病まれた。(前日活仏はデーブン寺の)大衆会に茶供養を、ネーチュン廟に祭資を献ずるのに急行し、摂政に報告をしたのでラッサから日中に帰られたのだが、昨日厄除け加持を自分が延期したので気が咎めた。今や何としてでも来るようにとジャイサンデパを通して

仰せがあり、座禪を中断してシムカンゴンに赴き、除一切苦厄のマハーカーラの加持式を勤めたが、魔性によって混濁して意識はなくなっていたので甲斐もなく、十三日の午前中に他界なされた。(ibid. I: 248b, 1. 3f. 249a, 1. 1)

ここでも五世はただ病気のせいになっているが、一旦病気が回復した後に残したのである。『護楽音』は右の文を引用する直前にネーチュン護法神の意向に沿って事件が起こったとしながら、次のように言う。

(当初) カムやモンゴルの来訪者の大群がラツサを訪れ、シムカンゴンの活仏タクパ・ギェンツェンを訪れてなされる贈り物が、五世ダライラマになされるより多いかのようでもあった。それに、ダライラマの兜率宮に対して「下寝殿」と言い、タクパ・ギェンツェンの御座所を「上寝殿」と呼び、「デーブン上下寝殿」を大体(位が)等しいかのように言う習慣があったばかりでなく、ラツサの「大祈願会」の供物や「祈願会」の序列順位も、ダライラマのお座席の側にお座敷が置かれ、払われていた敬意が大きかったが、様々な仕方て撰政ソナム・チュンペルを始めとする兜率宮の侍従たちが妬みに耐えきれないでタクパ・ギェンツェンの御身を殺しうる時節を窺いつつあった。時にタクパ・ギェルツェン自身も護法神になる時節到来の縁起によって、御年三十八歳のひのえ申の四月二十五日から熱病に突然冒されたご様子を見せられ、その折が好機到来の事情になった。そこでタクパ・ギェルツェンの御生家ゲツカサ氏の婿であり、撰政ソナム・チュンペルの(従)兄弟に当たり、管領ノルブもしくは執事ノルブと言われるそのものと撰政とが示し合わせ、病にかこつけて密かに殺害せんとして、五月の十三日に御身に武器をどれほど打ち込んでも武器が役立たなかった



ので喉の中に絹切れを詰め込んで殺害した。(DGG, f. 49b, l. 1-f. 50a, l. 1)

ここで言われるような殺害の事実があったかどうかは、他に典拠が示されていないので断言出来ないが、状況としては、そのように疑われても仕方のないものがあつた。『護楽音』は五世を弁護してソナム・チュンペルに巧みに騙されたものだとしているが (ibid. f. 50b ll. 3-4)、『五世自伝』のこの巻は、摂政や管領の死後に五世自身の手で編集されたものであり、一六四三年に書かれた『五世年代記』中のパンチュン・ソナムタクパに対する露骨な非難を見ても、自らがゲツカサ家出身の活仏を憎悪していたことは隠れもない。また、あとの記述でも、死人に悪事全ての責任を押しつけているように見える。

遺体は、デーブン・タントラ道場の庭で茶毘にふせられた (VRN, Ka. f. 251a, l. 5; DGG, f. 50b, l. 6)。

### 活仏シムカンゴンマ没後の処置

『護楽音』のまとめたところによると、

その時、御遺体が燃えないまま丸ごと残ったので、建立した銀の八大霊塔の主塔の中の内蔵本尊としてお納め申し上げ、しばらくデーブン寺シムカンゴンに安置してあつたが、御遺体をお祀りする人たちもいたたまれなような爆発音や恐ろしい音が霊塔の中から聞こえ、同時にうめき声があるなどのことがあつたので、ネーチュン(廟の神下ろし)の御指図のように、摂政から(命じられ)銀霊塔などを解体すると直に御

遺体を木の箱に収め、キチュ河に運び、河沿いに順次下ってロカ Ho Kha ドウルの谷に置き、現在ドウ  
ル・チュミク・カルモ Doi Chu mig dkar mo にある。(DGG, f. 51a, ff. 2-5)

この部分に相応する五世の記述は、ソナム・ラプテンの病死の直後にある。

大護法神(ネーチュン)が摂政に対して、悪鬼に取りつかれているシムカンゴンの靈塔など他に移さねば  
ならない旨を前年トゥッルンに湯治にお出かけの際二人の僧監をとおして話してあったのに、銀靈塔は壊し  
ておいただけで、他に移さなかったのが祟って(摂政は)病気に取りつかれたのであった。今や不吉不都合  
が大きくなったからシムカンゴン(の建物)を移さねばならないと仰云ったのに対して、ギェルゾンのよう  
なものが利用価値のある建物を壊すことはないと言ひ、当否の議論が沢山出ていたが、真偽が如何であろ  
うとも、八大靈塔を壊さない時は、靈塔の中から音が聞こえ、呻き声がすると言ふことで表現されるように  
(世間の)理解が誤ったものになるから、議論の決着がないまま、御遺品などはトゥッルンダー(のゲツカサ  
家)に、家財などは東のチュブクに運んだ。(VRN, Ka, f. 264b, l. 4-f. 265a, l. 1)

ソナム・ラプテンが対応を誤つてぐずぐずしていたことを五世は非難している。五世自らが不吉な体験をした  
などとも書いている (*ibid.*, f. 249b, ff. 2-4; DGG, f. 51a, l. 6-b, l. 2) が、ソナム・タクパ以来の厄介ものであったシ  
ムカンゴンの転生者の系譜を始末するための口実を示したものであり、勿論、自分のそれまでの誤つた対応に祟

りがあったと言っているのではない。ネーチュン廟も四六年に憑靈者が交代して (VRN, Ka, f. 135b, l. 5) 以来、五世に抱き込まれたのか、自ら五世の意を巧みに迎えるようになったのか明らかではないが、ことを運ぶのに露骨なまでの協力をした。シムカンゴンマの茶毘の間は傍にいてはならないと言いつ、出来たてのポタラ宮に赴かせて、葬儀に立ち合わせるどころではなかった (*ibid.* f. 250a, l. 5-6; DGG, f. 51b, ll. 2-5) ことも知られている。

### 摂政の任命権

五世は、グシ汗没後、青海における相統争いを利用して、ホシュート部族によるチベット王の実を弱体化しながらも巧みに掌握していた (VRN, Ka, f. 246b, l. 2; f. 248a, l. 2; f. 258a, l. 6-b, l. 6; f. 263a, ll. 4-5; f. 266a, l. 2; f. 267a, ll. 4-5; 269b, ll. 1-3; f. 276a, ll. 3-4)。その間にチーブン寺内では、活仏系譜をただ一つにすることも出来た。それらを実現してくれたのは、摂政ソナム・ラプテンであったが、五世を思うがままに擁立したこの実力者も、翌五八年二月三日にまことに都合よく没し (*ibid.* f. 261b, ll. 4-6) 事実上五世の上に立つ妨げは何一つなくなつた。

五九年四月葬儀を終えたが (*ibid.* f. 270b, l. 4-f. 274a, l. 2) 摂政の死後間もなく青海の争いを調停し (*ibid.* f. 263a, ll. 4-5) 五八年十一月にグライバートルにはグライフンタイシ Dalai hung thai ji の称号を贈り (*ibid.* f. 267a, ll. 4-5) 一月に既に「護教金剛王」bsTan 'dzin rdo rje rgyal po の称号を受けていたグシ汗の相統者 (*ibid.* f. 258a, l. 6-b, l. 6) との均衡を図り、五九年二月「王兄弟」として協調させる体制をつくって (*ibid.* f. 269b,

II-13) いたのである。

当時、自らが摂政ソナム・ラプテンの權威を当然相続出来るものと思つてゐるものがあつた。管領ノルブである。摂政ソナム・ラプテンの血縁でもあり、彼に許されていたそれまでの地位と経歴からすれば、世間でもそれに近い理解をしてゐたはずである。しかし、五世がそれを簡単に承認したのでは、自らの手の届かぬところで摂政の地位の相続を許したことになり、その權威がグシ汗によって与えられていたので、自分の手になかつた歴史的事実を天下に追認することになつてしまふ。

それでは、唯一のデーブン寺活仏になつたグライラマが、リンメツシャブドウンの期待したようなチベットの統治権者になるどころか、グライラマの転生者を自由に選ぶソナム・ラプテンのような実力者の血縁相続を認め、そこに統治権の實質を全面的に委ねることになる。これは何としてでも避け、摂政の任命権が自らの手にあることを天下に示さねばならなかつた。さらに穿つた見方をして、管領ノルブが活仏シムカンゴンマを殺害した実行犯であつたとすれば、摂政になつたノルブは、五世の意思を実現したと暴露することも、捏造することも可能なり、それを武器に五世を支配する恐れもありえたのである。

管領ノルブは、中央チベット西部の要衝シカツェに拠つてゐた。この地はリンブン氏 Rin spungs pa やシンシヤク氏 Zing shag pa が政權を保持して、實質的にチベットに君臨してゐた時の拠点であつた。グシ汗が一六四二年にシンシヤク氏カルマ・テンキョン・ワンポを滅ぼした時、ラツサを含めたキシユツ一円を領有してゐたガンデン氏に、この地は一旦託されたが、グシ汗が納得しなかつたので四四年に返還され、問題の執事ノルブが城

岩主 rdzong dpon になった。「以来世間では sde srid とか sde pa と呼び、彼も摂政と同族 rus gcig の弟であると言つつもりでのみいた」(VRN, Ka, f. 122a, 1/1-2) とある。

筆者は「管領」と訳しているが、元のチベット語の 'sde srid/sde pa は「摂政」と訳されるものと変わらな  
い。つまり、グシ汗と摂政の支配下にはあつたが、事実上中央チベット西部の管理を委ねられ、領有するのと似  
た待遇であつた。その点で、政府から派遣される一般の「城岩主」rdzong dpon 乃至は「城岩守」rdzong sdod  
とは異なつていた。ところが、その事情がしばらくの間に一変したのである。

この政変に先立つて、五世は既に一つの手を打つていた。摂政の歿後、間髪を入れず、摂政が個人的に管理し  
ていたラギャリ氏の領地をもとのラギャリ氏の手に戻し、摂政の意向にそつて新たにその領地に加わえられてい  
たものなどの領有権を政府の管理下に移したのであつた。管領ノルブ等が勝手に相続する可能性にも備えたので  
ある。(ibid. f. 264a, 1,6—b, 1,4)。

### 管領ノルブの排除

五九年摂政の葬儀のあつた翌五月に大きな異動が発表された。

(前) 摂政の義子は迂闊の程は甚だしくもなかつたが、前摂政の近親であることを重視するところからシ  
カツエの城岩守に派遣された。配下の掌握も兼ねて副官にタナクサワを任ずるつもりでいたところ、(先方  
から、彼は) 我々には従者の様な間柄になるから、そのような副官は要らないと言つてきたのに対し、説得

は止めにして、誰かしかるべき人がいなくては困るので、ドンカネーを私〔五世〕の親族の名目で、総領の義子の希望に叶うであろうと思ひながら派遣した。(ibid. f. 275a, ll. 2-3)

シカツエには管領ノルブがいた。そこに新たに前摂政の義子 sras po が城砦守として送り込まれた。この義子の家がゴナシヤク氏 sGo sna shag pa と思われる。『五世自伝』で先に「義子ラプテン」 sras po Rab rtan と出てゐるもの (ibid. f. 77a, l. 6-b, l. 1; f. 97b, l. 4; f. 103b, l. 1; f. 104a, l. 3) がこれかとも思われるが、確かではない。管領ノルブは自分が摂政に栄転するつもりでいたから、この異動を納得したのである。

その五月末に管領ノルブがラツサに來た。恐らく兜率宮で接見したのであろう。

天性から完成した首長のよゝな威嚴を見せ、(得るべき) 新しい領地を、神の法と神の王などが内外一切に對して、目が下から閉じる鳥の王がするかのように見下すよゝな内なる思ひが(外の態度に) 顯れていた。

(ibid. f. 276a, ll. 4-5)

管領ノルブは摂政職を受けるつもりで伺候したのであるが、期待した沙汰がなかつた。「どうだ思ひ知つたか」と言ふ五世の冷笑が目に見える。さらに、六月十六日が來た。

知客職御前が管領ノルブの屋敷に新しい任官の通知に遣わされたが、門の中で(誰かが)こちらに戻つてきて、納得出来るものならそれでよいとしても、面子が立たない時、あの方(ノルブ)が承知すれば不条理

になりますと言ったので、決定してしまったことと別に何処に面子が立てられるかと言うようなことを話した。夕方の茶の頃、御前が帰ってきて、かのものが応対した様子などを色々と言った。翌日知客職御前とオルネーの二人を差し向け、前後中間の三時にわたって（当人に）許されないことが行われて来た旨を理由と共に（伝え）、軍需品外の所有物全てとゲツカサ（の屋敷）はそのままとして、それまでの諸方の領地と邸宅などを没収した。（*ibid.* f. 276b, l. 4-6）

この荒療治に世の中は動転した。上下タントラ道場やセラ、デーブン寺の大ラマとタクルン寺の副寺職らが集まって管領ノルブの為に相談したが、世間に疎い僧たちの議論に、世事に通じたタクルン副寺職も押され気味で、ノルブの既得権にとらわれるだけの議論に結論は出なかったと五世は嘲り笑い（*ibid.* f. 277a, ll. 2-4）、更に追い打ちをかけた。

ゲツカサはポタラ宮と距離が近いのはまずいから、ロカ Hho Kha（中央チベット東部のツァンポ江南岸部）方面の等価代替地へ国替えし、月の白分相應に加増の領地を決めたが、その当時、義子ゴナシヤク氏とテガソ・ツェリンなど皆が秘密裡に画策の限りを尽くしていた。（*ibid.* f. 278a, l. 6-b, l. 1）

ゴナシヤク氏は、管領ノルブともども摂政ソナム・ラプテンの母系親族 zhan tshan であったため、二人はまとめて「母系親族二人」と呼ばれた。五世は「神下ろし」らにも彼らへの弾圧を進めよとの神託を言わせ（*ibid.* f.

278b, II-1-3)、次の機会を窺っていた。

ゴナシヤク氏が家族一同で、湯治にかこつけてツアンに行くのを許して欲しいと言うのに対して、義子の思惑も行動も信用は出来ないものの、(断れば)世間にはそれでは理由が判らないと言うよからぬ印象を与えそうなので、母系親族二人が(具合よく当方に)噛みつく顔色を見せないとも限らないところから、見せたら(彼らの悪い)意図が明らかになると思われて、許可を与えた。(ibid. I. 278b, II-3-4)

### 調停への抵抗と全権の掌握

勿論、彼らの投獄を勧めるものもあった (ibid. I. 280b, I. 6-f. 281a, I. 2) が、世間の悪評が五世の耳にも達し、些か気にしていたのである。十月になると、ノルフがツアンに逃げたとか、タシルンポに逃げたとの噂がたった (loc. cit. II. 5-6)。五世が人を遣わして得た情報では、義子が家族をシカツェから脱出させ、「母系親族二人」はタシルンポ寺の庇護を得て、シカツェの城砦を守り、内乱を起こす可能性が大きいと言うのであった (ibid. I. 281b, II. 1-3)。タシルンポ筋の理解はともかく、初めから正義はこちらにあり、見逃しの出来ることではないと称して出兵を決めた。青海の王兄弟にその旨を伝える使者を送り、先発隊を出発させ、本隊を送りだす準備も整えた (loc. cit. I. 3-f. 282a, I. 1)。

間もなく講和の動きが出て、十月二十九日パンチェンラマの使者が着いた。

——シカツェが陥落すれば様々のことが起こる。誰が勝つかも時の運であり、(争いは)ネウドンパやり



ンブ氏にも凋落のきつかけになったから、今や用兵を延期して、母方親族二人に扶持として城砦一つを与え、シカツエの管理だけをそのままとする約束をなざるのがよいのではないかと言うのであった。そこ（バンチェンラマの話）には自分の方が法に叶ったことを知り、行動することが出来ると言う理由で、（以前にも）管領自身が軍を退却させた時、魔と相応に戦ったから仏の如しと讃えたが、その当人であるアジャリ（バンチェンラマ）御自身によって（身勝手な立場が）表されているように思われる旨と共に、前後の経過を細かく説明し、幼児に仮面を見せる譬えの如く恐怖させてでも、いまや硬軟二つのやり方から軍事一つに絞るしかないのだと言う批判を主眼として述べた返事を送った。（*ibid.* f. 283a, 1 6-b, 1 3）

もはやバンチェンラマなど恩師とも何とも思っていない五世の姿勢が見える。十一月の初めになると、ガンデン大僧院の元座首に北堂長、東堂長、セラ、テープン、ガンテン三大寺の大ラマたちが加わり、その他の活仏やタクルン副寺職などが連れ立って、故摂政はノルブ自身の（従）兄弟 *sku mched* でしたからと赦しを求めてきた（*loc. cit.* ll. 4-5）。そこで五世は、自分と全く異なった対応をする人々の中で開き直って言ったのである。

摂政自身と父系が一つの兄弟や（彼自身の）子や孫の血縁は一人もいない。父母（いずれかだけについての）兄妹とか母の兄弟などに広げるなら管領ノルブよりもカラパの執事二人の方が関わりが薄いとは言えない、力量もかの二人の方が長けている。キシユツとか政府の役人たちが、（互いに）馴染んで姻戚になつたにしても、親戚である度合いを尊重しなければならなくなったなら、（沈滞して）後髪も立たない。バク

モドウ氏とか、サキヤ本家とか、私の縁者であることを理由にして、ラッサの祈願会の導師の席をさし上げ、華々しくご案内したとしたら一体それでよいのか。このチベット十三万戸は「護教法王」(グシ汗)によつて私に贈られただけで、彼「母系親族二人」と共用するように贈られたのではない。今年(二人)していることは臣下の謀叛ではないのかと理由を詳しく説明した。(ibid. f. 283b, l. 5-f. 284a, l. 2)

それでもなお、調停の動きは止まなかった。この五世の説明には幾つもの誤魔化しが読み取られる。先ず、チットの統治権は、彼らの被相続人摂政ソナム・ラプテンではなく、五世自身がグシ汗から貰つたと実質的に主張されているが、五世も言うようにグシ汗は三月十五日にチベット王となり、五世の立会いのないままソナム・ラプテンを摂政に任命している。以来彼の行使した統治権はグシ汗が、五世に与えたものから生じたとは言えない。

管領ノルブは単に親戚であるからその地位を得たのでもない。より近親であつたものも差し置いて選ばれている。そのことは五世自身も認めている。また、『五世自伝』が言及しているように、ノルブは早くから重要な職務に次々就いてゐた (1638, *ibid.* f. 87b, ll. 2-3, l. 6-f. 88a, l. 1; 1641, f. 103a, ll. 5-6; b, l. 2; 1643, f. 120b, l. 5-f. 121a, l. 1; 1644, f. 122a, ll. 1-2; 1648, f. 140b, l. 5-f. 141a, l. 1; 1652, f. 178b, ll. 2-4; 1654, f. 226b, ll. 5-6; 1656, f. 247a, ll. 1-2; b, ll. 2-3; f. 248b, l. 4; f. 251b, l. 6-f. 252a, l. 2; 1657, f. 256a, l. 4-b, l. 4; 1658, f. 260b, ll. 5-6; f. 262a, l. 2) が、早くから五世に不適任と認められていたのなら、ソナム・ラプテンの葬儀直後まで待たないで、その在世中に何故

自らの統治権を行使して、管領ノブルの排除を彼に命じなかったのか。こう問われても返す言葉がないのである。

この処分について、『自伝』では、青海の王兄弟がノルブの失策を認めていたとされている (*ibid.* I. 256a, l. 6-b, l. 4) のに、逆に当の王兄弟から異議の申し立があつて、五世の言うとおりのシカツェ攻撃は行われないうで終わり (*ibid.* I. 285a, l. 6-b, l. 2)、閏の十二月、実力行使のないまま鎮圧軍は解散させられた (*ibid.* I. 287a, l. 6)。「母系親族二人」に寛大であつた王兄弟 (*ibid.* I. 287a, ll. 4-5) に中央チベットから別の提案で働きかけるものもあつた (*loc. cit.* ll. 5-6)。そうした反撥の雰囲気の中で、五九年閏の十二月二十五日ラッサに來た王兄弟から、五世の処置が納得を得られるまでに結局かなりの手順を要した (*ibid.* I. 288b, l. 5-I. 289a, l. 1) のである。これも、五世が一六四二年に支配権を全面的に委譲されていたと言う主張からは程遠いことを物語っている。

五世に密着した神下ろしや古派、側近の賛同以外、周囲の反対によつて五世の開き直りも空しく、強硬策は実らなかった。しかし、総体として五世の意図は成功し、統治権の委譲を既成事実化するのに欠かせない「母系親族二人」の追放だけは実現したのである。

脱出に成功した「母系親族二人」との接触を禁ずる布令が出され (*ibid.* I. 287a, l. 6-b, l. 1) 翌六〇年三月ツァン地区で「母系親族」の協力者とみなされたものへの報復処分がおこなわれた (*ibid.* I. 291a, ll. 4-5)。五月の十日からポタラ宮の新寢殿で四週間にわたり、ゆかりの観音像を据えて法事がおこなわれ、リンメツシャブドゥンの期待したとおりの実権を手にした五世の常駐に備えた (*ibid.* I. 295b, l. 4-6)。

このようにして七月十三日トンメツパ・ジャイサンデバを摂政に任命してティンレー・ギャンツォ Pprin las rgya mtsho と名づけ、五八年一月の即位に際して取りあえず「護教金剛王」の称号を贈られていたグシ汗の後継者に、改めて「護教ダヤン王」bsTan 'dzin da yan rgyai po の称号をおくり、ダライラマ五世を国主、統治権者とする新体制が発効した (*ibid.* f. 297b, ll. 3-6) のである。

一六六二年二月パンチェンラマが没した。国主になった五世自らは、サムイェーの神下ろしに來臨を請われたと称して出かけながら、さほど目立たない使者を師の大学匠の葬儀に遣わすだけの対応をした (*ibid.* f. 315a, l. 2b, l. 1)。「母系親族二人」への故人の取りなしが余程腹に据えかねたのであろう。タクルン寺の副寺も調停に努めたのであるが、「母系親族二人」が逃げ込んだと言う噂をたてられ、寺が探索される始末にもなった (*ibid.* f. 291b, l. 5-6) が、やがて、「母系親族二人」の消息も歴史から消えた。

## 略号表

「顧千支」「顧美汗のチベット支配に至る経緯」(岩井大慧博士古稀記念『典籍論集』開明堂 1963年, pp. 741-773)

『護楽音』 DGG 参照

『実録』 順治実録

- DGG Blo bzang ye shes bstan 'dzin rgya mtsho ; *Dam can rgya mtsho dgyes pa'i rol mo*, Gangthog, 1967.  
79 fols.
- IVN Ngag dbang blo bzang rgya mtsho : *rNam thar nor bu'i 'phreng ba*, 1652. Ed. 'Bras spungs pho  
brang, 52 fols.
- PIN Blo bzang chos kyi rgyal mtshan : (rang gi mann thar) *Nor bu'i 'phreng ba*, Ed. bKra shis lhuo po,  
1660, 191 fols.
- PSJ Sum pa mkhan po Ye shes dpal 'byor : *dPag bcam ljon bzang*, 1748. Ed. Satapitaka copy, 317 fols.
- TBN Klong rdol bla ma Ngag dbang blo bzang : *bsTan pa'i sbyin bdag byung tshul gyi ming gi grangs*,  
gSungs 'bum, 'A, 1777, Ed. Kun bde gling, 20 fols.
- TNL Sum pa mkhan po Ye shes dpal 'byor : *mTsho sngon gyi lo rgyus*, 1786, Ed. Satapitaka copy, 19  
fols.
- VRN Ngag dbang blo bzang rgya mtsho : *Du ku la'i gos bzang*, Vol. Ka. 1675 ? Ed. 'Bras spungs pho  
brang, 364 fols.
- ZhG Ngag dbang blo bzang rgya mtsho : *rDzogs ldan gzhon nu'i dga' ston dpyid kyi rgyal mo'i glu  
dbyangs*, 1643, Ed. Zhol, 113 fols.

## 註

- (1) A. Macdonald, "Portrait du Cinqième Dalai-lama" (*Essais sur l'art du Tibet*, Paris 1977, pp.119-156) p.128, ns. 15, 17 及び拙稿書評「Z. マンブム『十七世紀における中国・チベット関係』」(『東洋学報』55-4, pp.99-107) 参照。
- (2) Z. Ahmad; *Sino-Tibetan Relation in the Seventeenth Century*, Roma 1970, pp.130-132.
- (3) A. Macdonald, "Portrait du Cinqième Dalaiama" (註1参照) p. 128.
- (4) Tshe brtan zhabs drung: *bsTan rtsis kun las bhas pa*, 西寧 1982.
- (5) 単なる推測にしかならないが、十二年繰り上げれば、ほぼグシ汗と同世代になる。前世確認試験に来たツァフ・カチユンをその弟子 stras po とするには若干異なるのである。
- (6) 「顧千支」pp. 741-744 参照。
- (7) 拙稿書評 (註1参照) p.101b 参照。
- (8) ZhG: f. 106a, l. 3-b, l. 1 参照。
- (9) stras は bu 「子」の敬称であるが、自らに用いる時は「御弟子」の意味になる。things stras とも書く。stras po も同義であるが、本文では、摂政ソナム・ラプテンの

親戚であったものも指して言っているので「養子」と訳した。  
註5参照。

- (10) 拙稿書評「E.G. スミス『インチエンタンブー世自伝』解説その他」(『東洋学報』53-4, pp.176-187) p.177a 参照。
- (11) Zhva dmar VI Gar dhang chos kyi dhang phyug ཇཱཤག་(Si tu Chos kyi 'byung gnas: *Karma kam khang bgyud pa rin po che'i man thar*, 1775, Ed. dPal spungs, 350 fols), ff. 135a-136b, 144b, 154b-155a, 164a. 参照。
- (12) 「顧千支」pp. 746-750 参照。
- (13) 「顧千支」pp.750-753 参照。
- (14) 拙著『チベット』上(東京大学出版会1987), pp. 215-216, 同下(1988), pp. 342-347, 拙稿書評(註1参照) p.104 参照。
- (15) 『チベット』上(註14参照), pp.102-104; 拙論「摂政サンギャー・キヤンソの出自をめぐる」(『樓博士頌寿記念東洋史論叢』汲古書院 1988年 pp.443-458) pp.448-452; 拙論「中国のチベット仏教寺院」(鎌田茂雄編『中国』第三巻、毎日コミュニケーションズ、1989年 pp.216-223) pp.217-218 参照。